

# 議会基本条例が可決成立しました

第3回定例会最終日に議員提出議案第1号「海老名市議会基本条例の制定について」が提案され、原案可決されました。

議会基本条例とは、議会および議員の責務や議会運営、政治倫理など、議会に関する基本的な事項を定め、自らの責務を果たし、更なる市政発展のため、議会の最高規範として制定する条例で、全7章、25条で構成されています。

条例制定までの背景としては、平成24年から全議員による今回の議会改革の取り組みが本格化し、平成25年に議会改革特別委員会が設置されました。この特別委員会では、

市議会ホームページでの議案書の公開、議会報告会の実施、政務活動費の收支報告書などの公開、常任委員会のインターネット中継、ペーパーレス会議を実現するためのタブレット端末導入など、さまざまな議論が交わされ、できることから実行に移してきました。

こういった議会改革の集大成として平成29年には、これまでの取り組みを条文化する議会基本条例の骨子（案）を作成し、条文の検討を議員同士で行い、一つ一つ合意を積み重ねて、今回提案されたものです。可決成立した条例の内容は市議会のホームページで閲覧できます。

議会改革特別委員会の様子

## 条例の構成

前文	第1章 総則
第2章 議会及び議員の責務	第3章 議会構成
第4章 情報公開	第5章 議会運営
第6章 政治倫理	第7章 その他の

・小中学校給食の現状と今後のあり方について  
その他の質問

## 市政に関する一般質問の概要

希望ある「幸齢社会」の実現に向けた高齢者施策について

公明党 日吉 弘子



### 災害対策について

創立会 久保田 英賢

問 プッシュ型の支援体制における海老名サービスエリアなどとの連携の進捗について伺います。

答 (市長室長) 中日本高速道路の方針は、支援物資を積んだ車両もサービスエリアにとめ置き、一切車を外へ出さず、緊急時は本線も走らせず、外へも出さないとのことでしたが、引き続き中日本高速道路とも調整をしたいと考えています。

問 今後の南部支援物資集積所の活用について伺います。

答 (市長室長) 大型エアーテントを導入したので、プッシュ型の支援物資を市内の避難所に運ぶ前にとめ置く拠点地としての活用を考えています。また、緊急の災害対策本部としての活用も視野に入れて考えています。

問 災害時の軽自動車の協定について、実際に登録しているのは何台ですか。また、トラック協会には、軽自動車部隊との連携や具体的なシミュレーションを行いたいなどの意見がありますが、見解を伺います。

答 (市長室長) 現在103台登録しています。トラック協会からの提案は、有効な方法だと思いますので、前向きに検討したいと思います。

問 崩地対策について、海老名市は地形上、横山九里の土手を有しており、土砂災害警戒区域や急傾斜地が多くあります、危険区域などはどれくらいあるか伺います。

答 (市長室長) 土砂災害警戒区域は54カ所、107斜面で、急傾斜地崩壊危険箇所は63カ所です。また、法律で規定している急傾斜地崩壊危険区域は3区域あり、既に県と市により改修工事が完了し、危険は除去されています。



希望ある「幸齢社会」の実現に向けた高齢者施策について

公明党 日吉 弘子

問 年齢を重ねていく中で健康寿命や活動寿命を伸ばし、一人一人が生き生きと幸せに暮らし、活躍できる社会を構築することが重要だと思います。高齢社会の抱えるさまざまな問題から発想を転換し、幸せいっぱいの「幸齢社会」の実現を目指す高齢者施策が必要であり、そのためには地域包括ケアシステムの構築が不可欠です。

本市の地域包括ケアシステムの構築の取り組みについて伺います。また、今年10月にできる準備室の目的と概要についても伺います。

答 (保健福祉部次長) えびな在宅医療相談室を平成30年度に設置し、在宅医療や介護に関する相談などのほか、多職種と連携し在宅ケアの調整なども行っています。

準備室については、えびな在宅医療相談室の機能強化を図るため、地域包括ケアシステムの深化、推進に向けて医師など専門職が直接相談を受ける体制を整備するため、準備を行っています。

問 住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりのため、運営の担い手づくりの取り組みについてお伺いします。

答 (保健福祉部次長) 担い手の養成の一つとして、「いきいきカレッジ」という介護予防教室を行っています。平成30年度は24回開催し、延べ761名の参加がありました。

各地域の方などと連携して、地域のサロンなどの担い手として活躍していただきたいと考えています。

問 介護予防・日常生活支援総合事業の分野の担い手づくりの取り組みについてお伺いします。

答 (保健福祉部次長) この事業では、従前の訪問・通所型サービスのほかに基準を緩和したサービス、住民主体によるサービスなどがありますが、令和2年度に、基準を緩和したサービスとして訪問サービスの実施に向け、事業所や関係者と調整し、必要な研修の準備を行っております。